平成２４年（フ）第７４４号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ａ―807号
債務者　梅原　二郎
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
和歌山県岩出市西国分163番地の24
債務者　長寿庵こと　和田　芳弘
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３９号
和歌山市園部596番地の80　鳴滝団地２号棟205号室
債務者　南村由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０４号
愛媛県松山市小栗３丁目１番29号
債務者　末浪　由紀
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薦田　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１９号
埼玉県富士見市関沢２丁目13番32号　ライフコーポ関沢202、前住所埼玉県川越市南台２丁目３番地６　ファミリーコーポ南台404号室
債務者　星　　友二（旧姓中川原）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２０号
埼玉県富士見市関沢２丁目13番32号　ライフコーポ関沢202、前住所埼玉県川越市南台２丁目３番地６　ファミリーコーポ南台404号室
債務者　星　　智子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２７号
埼玉県川越市大字今福2719番地30
債務者　小田嶋孝人
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町15番地４
債務者　赤間　文昭
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市二見町13番16―104号
債務者　川勝　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４２号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住14棟302号
債務者　須方　宏一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
北海道室蘭市中島町１丁目19番１―301号、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目30番17号
債務者　伊藤　伸一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　　拓
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９４号
北海道北斗市三ッ石１丁目１番８号
債務者　久保田雅美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９６号
函館市日吉町２丁目40番２号
債務者　山田　健太
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６１７号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目９番10号　フェニックス304
債務者　小田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２１号
埼玉県加須市下三俣411番地１
債務者　池澤　宗隆
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４４号
さいたま市桜区中島１丁目24番６号
債務者　大橋　春海
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
愛知県額田郡幸田町大字野場字常口33番地17
債務者　幸　久美子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
岡山県総社市清音上中島139番地
債務者　髙谷　英明
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係